

# 『公害被害放置の社会学 イタイイタイ病・カドミウム問題の歴史と現在』

飯島伸子 渡辺伸一 藤川賢 著

(東信堂 2007年)

田原真喜子

本書ではイタイイタイ病訴訟に関して、その病気の「発見」から現在に至るまでの歴史を詳細にたどることで問題の構造を明らかにしようとしている。主に用いられているデータとしては、イタイイタイ病訴訟を通して政府と企業に被害を認めることを訴えかけてきた関係者へのインタビュー調査のデータがある。これらのインタビューの中で得た当事者の声から、公害問題がなぜ長期間にわたって被害者を苦しめ続けるのかを明らかにしている。そこには、非常に多様な要素の連関がみられた。

事例としては、富山県の神岡鉱山、対馬の対州鉱山、そして兵庫県の生野鉱山を原因とするもの、が取り上げられている。この3事例から、社会的に放置されている状態とは、どのようなことかを説明している。この放置の状態が生まれる社会的側面として、飯島は5点を指摘している。「第一に、中高年の経産婦が中心的な被害者である点 (p.336)」である。これは、社会的に家計の主な担い手ではない人が被害の中心であったという点で重要である。「第二に、激痛を伴う病で身体的な接触が困難なため夫婦関係の破局が発生したり、経済的な損失や社会的差別、将来計画の変更、そして言い知れないほどに大きな精神的負担などの被害が家族全員に及ぶ点 (p.336)」である。インタビューの中にも出てくるように、患者がいる家というだけで嫁のもらい手や来手がいなくなる、世間の目から

できるだけ患者を隠して暮らすといった具合に、患者以外の家族の生活にもかなりの不安をもたらす。「第三に、政府や発生源企業、一部の医学者、科学者などによる原因確定の延引が、患者や家族の苦しみと被害を長引かせた点 (p.336)」である。被害の責任を負わなければならない、という事態を避けるために加害者側が行ったのは、専門家を集めて、カドミウムとイタイイタイ病に直接の因果関係がないことを証明するということであったのだ。原告である被害者側としては、そういった証明を覆すところから始めなければならなかった。「第四に、イタイイタイ病裁判闘争が原因確定に大きく影響を与えた点。裁判なくしては、問題解決は困難だったと考えられる (p.336)」とある。このことは第三の点でも述べたような因果関係がないとされていたことを、裁判の過程において真実を明らかにしたということである。「第五に、イタイイタイ病裁判勝訴判決後の原告・被害者と弁護士、科学者などによる発生源企業との交渉は、判決で得られた損害補償金に加えて、汚染土壌の復元、汚染源企業内への自由な立ち入り調査権の獲得などの画期的な成果を勝ち得たことと、この成果への到達は、弁護士や科学者たちの先例のないような絶大な支援が被害者を強く力づけたことによって可能であった点 (p.336)」がある。最終的には裁判で勝訴できたが、裁判に至るまでの過程は、被害者が自らの

病気を隠したことが大きく影響し、非常に困難な道のりであった。

また、社会的放置の問題以前に、公害被害を受けていると患者が必ずしも認識していない状況も発生する。イタイタイ病においては発症するのに時間がかかる、限られた地域内でのできごとで情報が少なかった、などの理由から、「その地域の人たちにとっては病気の存在を自然なものとして受け入れ (p.38)」られてしまう。実際には、老化や過労と捉える人もおり、彼らにとって病気であることと被害に遭っていることはイコールではなかった。他地域でも、公害による被害を、一般的な老化現象だと認識されることがあった。つまり、加害企業による被害の放置が意識的に行われていたとしても、人々に被害認識がなければただの地方の病気である。そして、原因が加害企業によるカドミウム排出であることが患者側に判明し、イタイタイ病が認識されるようになって初めて被害感情が生まれ、病気であることは被害者であることと結び付くのである。

しかし、イタイタイ病に限らず公害問題の特徴として、被害者の自己認識は、自らの病気の原因が判明した段階から、「まきかえし」運動を経て、さらに変化する。本書でも重要な点として取り上げており、「富山県および厚生省・文部省による共同研究が、カドミウムの影響を否定できないがそれだけでも言えないという、結論ともいいがたい結論を残して解散した (p.59)」出来事が、イタイタイ病における「まきかえし」の発端である。本書第3章以降に、県や政府の対応について、そして被害者の運動について詳細に記されているように、加害企業側が被害とのかかわりを否定することで、よりいっそう被害者側の被害認識が強調されていく。そして、イタイタイ病の原因はカドミウムだと加害企業に認めさせることが、問題の

解決につながると、被害者側が意識するようになる。骨が弱っていく地方病から、「イタイタイ病」という公害病と認識されるまでの動きは、インタビューでの生の声を、そのまま読むことでより分かりやすくなっている。

加害企業と被害者をめぐる問題と同時に注目すべき点として、第8章以降で記されている農業被害がある。特に、食品中カドミウム濃度基準の設定に関して、日本は国際的に提案されたカドミウム汚染基準値を達成できていない事実がある。「日本の土壌はカドミウムの濃度が高いので、無理のない範囲で基準を設定する (p.241)」とされており、「安全」は、必ずしも危険要素がゼロを意味しておらず、改めて「安全」の定義を考えさせられる。

「公害」を認識することは、加害者あるいは被害者であることを、自ら認めるということである。イタイタイ病は、地域単位での問題として注目されており、地域外に住む人々にとっては当事者の意識を理解しづらい側面があった。しかし、人の営みが多様化し、個人・地域・国と多様なレベルで多様なモノのネットワークが重なり合い複雑化する状況下では、誰もが誰かの加害者であり被害者である可能性は捨てきれない。むしろ可能性はより高いものとなっている。自分が加害者であることを知った時、被害の現象との因果関係を否定することが放置の原因になりうるし、自分が被害者であることを知った時には、日常の現象が非日常の問題になってしまうのである。

被害の「発見」から始まる公害問題について、加害企業側が公害病としてのイタイタイ病をどのように否定していったのか、またどのようにして地方病が公害病として被害者側に認識されて裁判につながったのか、本書では非常に詳細に記述されている。問題の構造を理解できるだけでなく、他の環境問題を見つめる際にもこ

の加害—被害構造を参考にできる点で、本書は大変有効である。加害—被害構造を研究し解明できれば、現行の環境問題や今後起こりうる問題についても良い解決へと導くことができる。そして、問題の構造を踏まえて必要なのは、解決のために研究者が何をすべきかである。本書は、イタイイタイ病研究の成果となっているため、研究者の立場に関しては深く書かれていない。今後の環境問題の解決において、加害—被害の解明と両者の合意形成が期待される。その中で研究者は、どのような知識と情報が必要かを把握し、各分野の研究者の必要性と関わり方を、イタイイタイ病の経験から学び、考えなければならぬ。